

新潟市出会い・結婚、子育て周知啓発等事業委託 仕様書

- 1 業務名
新潟市出会い・結婚、子育て周知啓発等事業
- 2 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 業務の目的及び基本的な考え方

(1) 目的

本市では出会い・結婚、子育ての支援施策が多数行われているにもかかわらず、それらが十分に認知されていない状況があることから、本市の事業を幅広く周知し、安心して結婚し子どもを産み育てる環境があることを幅広い市民に伝えていく必要がある。

また、令和 4 年度に本市が実施した「結婚と出産に関する意識調査」に回答した独身者の概ね 7 割以上は「いずれは結婚するつもり」と考えているほか、晩婚化・未婚化に歯止めをかける主要施策として「社会全体で若者の結婚や子育てを応援する意識づくり」や「出会いの機会の提供等の結婚支援」が必要との回答が 3 割程度存在していることから、市民全体への結婚に対する機運の醸成や出会いの機会の創出に取り組んでいくとともに、令和 3 年度から実施している結婚応援結パスポート事業や令和 7 年度より実施する新潟市新潟県マッチングシステム（ハートマッチにいがた）登録料補助事業を広く周知することで、結婚を希望する人や今後結婚を希望する人、その周りに対して、事業の活用を促すとともに認知度向上を図る。

さらに、社会全体で子育てを応援し子どもと子育てにやさしい新潟市を実現するため、これまで本市で実施してきたスマイルプラス運動、にいがたっ子すこやかパスポート、赤ちゃんの駅といった民間事業者等と連携した子育てを応援する取組を拡充、強化し、新潟市子ども・子育て応援キャッチフレーズを活用しながら子育てにやさしいまちづくりに向けた機運の醸成、子育て応援情報の発信をさらに強化する。

(2) 基本的な考え方

ア 出会い・結婚

- (ア) 本市の出会い・結婚に関連する事業を若者や結婚を希望する人を中心に周知するとともに、市民全体に向けた広報に取り組むことで認知度を上げ、利用拡大を図る

- (イ) 結婚応援結パスポート事業の利用者及び協賛店の獲得を目指す

(ウ) 新潟市が実施するハートマッチにいがた登録料補助事業の周知を図る
イ 子育て

(ア) 子育てにやさしいまち新潟市として本市が実施しているライフステージに応じた様々な子育て支援事業を周知し、安心して出産・子育てができる環境が新潟市にあることを周知する

(イ) 子育ての安心感を与え、不安感を取り除くために、適切に情報を届け地域全体に子育てを応援する機運を醸成する

(ウ) これまで本市で実施してきたにいがたっ子すこやかパスポート事業、赤ちゃんの駅事業などといった取組を拡張するとともに、新潟市子ども・子育て応援キャッチフレーズを活用した子育てを応援するまちづくりを推進する

4 委託業務の内容

受託者は令和7年度全体事業スケジュールを踏まえ、委託期間中の周知・啓発計画を策定し、委託者の承認を得ること。

(1) 出会い・結婚

ア SNS 広告 (YouTube、Instagram など)、Web 広告

委託者より提供する結パスポートの動画を活用し、利用が見込まれる世代 (18 歳以上) をターゲットにして実施する。

- ・実施期間 9 月から令和 8 年 3 月のうち指定した期間 (合計 1 か月以上の実施を想定)
- ・新潟市在住、男女、18 歳以上をターゲット設定
- ・推定リーチ数 100,000 以上 (表示)

イ 結婚を希望する人や新婚カップルに向けた広報紙面 (雑誌、フリーペーパーなど) や Web 紙面への掲載

(ア) 制作

結パスポート事業、本市が行うハートマッチにいがた登録料補助、婚活支援ネットワークなどの事業を幅広く効果的に周知するための記事を制作すること。

また、効果的な周知を図るための媒体及び読者にとって制度の内容が分かりやすく表現されるよう工夫を用いた掲載方法 (対談や Q&A 形式など) について、提案すること。

(イ) 記事の掲載

適切な時期に記事掲載する期間を設定し、掲載すること。

(ウ) 内容

- ・本市の取り組んでいる事業及びハートマッチにいがたの紹介。

- ・ より多くの市民の関心を惹くことを念頭に広告記事を制作すること。
- ・ 広告記事のサイズは、掲載紙面の 3 分の 1 以上とすること。
- ・ 紙媒体の場合は、4 万部以上の発行があり、市内全域で配布または販売されている媒体であること。
- ・ Web 紙面の場合は紙媒体と同等の規模を持つこと。今後行われる審査会において、インプレッションを記載すること。

ウ 結パスポート新規登録事業者を確保するための周知

(ア) 内容

受託者に関連する事業者に対し、本事業を周知するため、委託期間中に新規登録候補となる企業 30 社以上に対しチラシの配布等を行う。その他、結婚応援パスポート事業の説明を直接行うこと。また、説明後の状況確認のため、再度訪問また電話による意向確認を行うこと。協賛店登録申請まですべてのサポートを行い、登録完了までサポートを行う。

(イ) 配付対象

結婚応援パスポート事業の対象となる新婚、結婚予定のカップルが利用することが想定される結婚式場やジュエリーショップ、美容関係、スーパーなどの日用品、生活雑貨、飲食店、旅行業、アミューズメントなどを中心に実施すること。

(ウ) 範囲

新潟市内を中心とするが、県内に所在する事業者が対象となる。

配布した事業者をリスト化し、甲が指定した項目を記載した上で履行時に提出すること。

(エ) 対象となる事業者のリスト

受託者が希望事業者として作成するが、確定するにあたり委託者と必ず調整を行うこととする。また、乙は甲との調整の前に、別途、結婚応援パスポート事業の対象となる事業者を選定しリスト化しておくこと。

なお、過去に本市が個別に説明等を行ったが登録の意向を示さなかった事業者がリストに含まれていた場合は、当課との打ち合わせ時にリストから削除し、受託者は新たな事業者候補を示すこと。

(2) 子育て

ア 新潟市子ども・子育て応援キャッチフレーズ

(ア) 内容

令和 5 年 8 月に決定したキャッチフレーズを新潟市の子ども・子育て施策についての広報で広く活用する。

(イ) キャッチフレーズの周知について

SNS 広告、広報紙面などを活用し、市民全体への周知を図ること。子どもを含む市民全体がターゲットであることを踏まえた上で、提案を行い、市と協議の上、手法を決定する。

a SNS 広告（Instagram、X（旧 Twitter）を想定）や Web 広告

新潟市の子育て支援事業を紹介する記事や画像を使用し、18 歳以上をターゲットにして実施する。

- ・実施回数 9 月から令和 8 年 3 月のうち指定した期間（合計 1 か月以上の実施を想定）
- ・新潟市在住、男女、18 歳以上をターゲット設定
- ・推定リーチ数 100,000 人以上（表示）

b 広報紙面（雑誌、フリーペーパーなど）、Web 紙面への掲載

(a) 制作

キャッチフレーズのほか、本市が子育てにやさしいまちであることを効果的に周知するための記事を制作すること。

また、効果的な周知を図るための媒体について、提案すること。

(b) 記事の掲載

適切な時期に記事掲載する期間を設定し、掲載すること。

(c) 内容

- ・新潟市子ども・子育てキャッチフレーズの紹介。
- ・新潟市が子育てにやさしいまちであることを PR するため、各事業の内容を踏まえた機運醸成を図る。
- ・新潟市こどもの居場所ポータルサイトの紹介。
- ・より多くの市民の関心を惹くことを念頭に広告記事を制作すること。
- ・広告記事のサイズは、掲載紙面 1 ページ以上とすること。
- ・4 万部以上の発行があり、市内全域で配布または販売されている媒体であること。
- ・Web 紙面の場合は紙媒体と同等の規模を持つこと。今後行われる審査会において、インプレッションを記載すること。

(3) 企画提案による周知、啓発

ア 結婚を希望する人や若者に向けた出会い・結婚事業の周知

a 内容

本市の出会い・結婚事業を、若者をはじめとした現在結婚を希望している人や今後希望する可能性がある人に対して周知することで、

結婚前から認知できる手法を提案する。

b 留意事項

- ・(1) の取組以外で、ターゲットに適切に情報が届けられるよう、工夫を行うこと。想定される成果や選定理由を記載すること。
- ・独自性を発揮した効果的な提案を行うこと。
- ・本事業の目的を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。

イ 自由提案

a 内容

上記項目以外の効率的かつ効果的な周知・啓発等業務を受託者のみ企画・制作及び実施すること。

b 留意事項

- ・独自性を発揮した効果的な提案を行うこと。
- ・本事業の目的を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- ・具体性のある実現可能な提案とすること。

(4) 成果品及び納品

上記業務について、次のとおり成果品を納品すること。なお、成果品のうち、PDF については、Adobe Acrobat DC 2017 以降、Microsoft Word 及び Excel については、Office2013 以降、Adobe Illustrator については、Illustrator17 以降のバージョンとし、CD-R 等の記録媒体により納品することとする。

ア 周知・啓発計画

最終校 PDF 及び Excel データ

※PDF データは WEB 掲載を想定し複数の圧縮率で提出すること

イ 広報媒体を活用した周知・啓発、キャッチフレーズの周知

PDF データ及び AI データ

SNS 広告については、掲載期間やリーチ状況等をまとめた報告書 (PDF データ)

結果報告書 (PDF 及び Word データ)

ウ 機運醸成

提案内容により委託者、受託者の協議により決定する。

エ 自由提案による周知・啓発

提案内容により委託者、受託者の協議により決定する。

オ 事業完了後

委託事業全体の成果をまとめた実績報告（PDF データ）
ア～エの各種データを格納した CD-R

5 共通留意事項

- (1) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方協議の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (4) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と随時協議を行い、委託業務を進めること。
- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿（令和 7 年 6 月）に登録されている者とするに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ本市の承諾を得ること。

ア 再委託する業務の範囲

イ 再委託する合理性及び必要性

ウ 再委託先の業務履行能力

エ 再委託業務の運営管理方法

- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (7) 著作権等

ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。

イ 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。

ウ 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについては、上記ア及びイに記載の限りではない。

ただし、当該素材を使用する前に受託者は委託者に申し出を行うこと。

エ 本事業で作成した成果品について、本市に権利が帰属すること。